

静岡県告示第546号

静岡県民の日条例（平成8年静岡県条例第23号）第4条に規定する知事が告示で定める施設の使用料及び日は、次のとおりとする。

平成29年7月4日

静岡県知事 川 勝 平 太

使 用 料	日
静岡県水産技術研究所富士養鱒場の観覧料	平成29年8月21日